

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 政令第167条の4第1項又は規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）表の「その他の契約」の等級がA、B又はCに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に自家用電気工作物・高圧受電施設の保安全管理業務の履行実績を有し、かつ、緊急時の出動要請に対し、概ね1時間以内に到着できる体制を整備できる者であること。（説明書類に経路図を添付すること。）
※「自家用電気工作物・高圧受電施設の保安全管理業務の実績」とは、公共機関等から発注された工事又は業務を元請し、平成28年4月1日から公告日の前日までに完了した業務が該当します。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は、同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (7) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2に規定する保安全管理業務を委託する契約を締結できる者であること。
- (8) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）に基づく「電気主任技術者」を配置できる者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、設計図書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し、承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該設計図書等について疑義がある場合は、令和4年2月21日（月）午後3時までに別記5に掲げる者に説明を求めることができる。回答は、令和4年2月24日（木）午前11時までに長野県公式ホームページ（一般競争入札 業務委託・役務の提供・物件の借入れ調達案件一覧）に回答書を掲載する。
なお、質問者に対する直接回答は行いませんので、必ず上記掲載先を確認すること。
ただし、入札後、設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書を、別記3の(1)に掲げる入札及び開札日時、場所において直接提出しなければならない。郵便、ファクシミリ、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することが

できないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

- (8) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、委託料の支払方法等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札場所には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(10)の立会い職員以外の者は、入場することができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (13) 入札参加資格を有する代表者は、代理人を定め代理人に入札させることができます。
 - ア 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときには、委任状（別紙様式2）を提出しなければなりません。ただし、入札参加資格の申請において代理人選任届を提出している場合は、この限りではありません。
 - イ 前項による委任状は、代表者又は前項ただし書きの委任による代理人を委任者としてください。
 - ウ 入札参加者及びその代理人は、同一入札に係る他の入札参加者の代理人となることができません。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場所を退場することはできない。
- (15) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (16) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人になることができない。
- (17) 開札した場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行いません。開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したものとみなします。
 - ただし、入札参加者がひとりも開札に立ち会っていない場合は、別途通知する日時において再度入札を行いません。
 - また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける案件に係る再度の入札は、入札参加者のすべてが立ち会っている場合は直ちに、その地の場合は別途通知する日時において再度入札を行います。
 - ア 再度の入札をしてもなお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、また同様とします。
 - イ 再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、「4 随意契約の実施」により見積書の徴取を行います。

4 随意契約の実施

再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格の入札者（複数単価契約にあつては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低価格の入札者。以下見積においても同様とする。）から見積書の徴取を行います。

- (1) 見積書の徴取は、最低価格の入札者（同額で2者以上の場合はその全員）が立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時においてこれを行います。
- (2) 見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、最低価格の見積者から2回目の見積書の徴取を行います。
- (3) 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積がないときは、同様に3回目の見積書の徴取を行うものとし、予定価格の制限に達した見積がないときは、不落とします。

5 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告に規定する入札保証金については、別途指定する期限までに入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、入札しようとする見積額（消費税込み。）の100分の5以上とする。

なお、入札保証金について免除要件に該当するか否かは、別紙様式3を用いて審査されること。この審査において、規則第127条各号に該当すると認められた場合は入札保証金を納付する必要はありません。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、現金で納付する場合は納付書により金融機関から納付し、領収印が押印された納付書を提出しなければならない。
- (3) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应じる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(3)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(3)のウであるときは手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(3)のエであるときは小切手及び金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(3)のオであるときは当該保証書を添付して提出しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出しなければならない。
- (9) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとする。（上記(2)の方法により納付した場合は、還付までに2週間程度日数を要すること。）
- (10) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。

また、上記(1)で、入札保証金の納付を免除された者で、契約を結ばないときは、免除した金額相当額を県に支払わなければならない。

6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書

- (4) 調達業務名及び入札金額のない入札書
- (5) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 調達業務名に重大な誤りのある入札書
- (7) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (10) 納付した入札保証金の額が入札金額（消費税込み）の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 開札時に落札者を決定したときはその場で落札者の決定を告げます。また、すべての案件について入札経過を県公式ホームページに掲載します。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、5の(3)の入札保証金の定めを準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して7日以内に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案2通の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

10 契約条件

別添契約書（案）のとおり。

11 入札参加者に求められる義務

この競争入札に参加を希望する者は、令和4年2月28日（月）午後5時までに以下の書類を別記3の（2）の場所に提出し、参加資格に関する確認を受けなければならない。

- （1） 一般競争入札申込書（別紙様式1）
- （2） 同種業務履行実績調書（別紙様式3）
- （3） 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2に規定する保安管理業務を委託する契約を締結できる者であることを証明できる書類
- （4） 資格審査結果については、令和4年3月4日（金）までに長野建設事務所維持管理課から提出者へ通知する。

12 その他必要な事項

- （1） 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- （2） 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - ア 課 名 長野県長野建設事務所維持管理課
 - イ 所在地 〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1
- （3） 本件調達に関しての問い合わせ先は、別記5のとおり。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
令和4年度 県単道路橋梁維持事業に伴う自家用電気工作物保安管理業務
- (2) 業務箇所名 (国) 406号他 長野市 平林立体交差排水機場他15箇所
- (3) 調達業務の内容
別添「設計図書」及び「令和4年度 県単道路橋梁維持事業に伴う自家用電気工作物保安管理業務仕様書」のとおり
- (4) 調達業務の履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (5) 調達契約に係る入札公告の日付
令和4年2月18日 (金)

2 競争入札参加に必要な等級

長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）表の「その他の契約」の等級がA、B又はCに区分されている者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
(開札日時) 令和4年3月7日 (月) 午後2時00分
(開札場所) 長野県長野合同庁舎 504号会議室
- (2) 入札参加資格確認書類提出
令和4年2月28日 (月) 午後5時までに長野県長野建設事務所維持管理課へ提出すること。
(所 在 地) 長野市大字南長野南県町686-1
(機 関 名) 長野県長野建設事務所 維持管理課 管理係

4 入札に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地

(担 当 課) 長野県長野建設事務所 維持管理課 管理係
(郵便番号) 380-0836
(所 在 地) 長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎
(電話番号) 026-234-9539

5 本調達に関しての問い合わせ先

(担 当 者) 長野県長野建設事務所 維持管理課 管理係
(郵便番号) 380-0836
(所 在 地) 長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎
(電話番号) 026-234-9539